

## ◎租税特別措置法等の一部を改正する

### 法律

(平成二十四年三月三十一日法律第一二六号)

#### 一、提案理由(平成二十四年二月二十九日・衆議院財務金融委員会)

○安住国務大臣 ただいま議題となりました平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、国税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、国際課税等について所要の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、個人所得課税について、認定低炭素住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の創設、給与所得控除の上限設定、勤続年数五年以内の法人役員等の退職所得課税の見直し等を行うこととしております。

第二に、法人課税について、環境関連投資促進税制の太陽光発電設備及び風力発電設備に係る即時償却制度の創設、中小企業投資促進税制の拡充等を行うこととしております。

第三に、資産課税について、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充、延長等を行うこととしております。

第四に、消費課税について、自動車重量税に係る税率の見直し及び環境性能にすぐれた自動車に対する軽減措置の拡充、延長、地球温暖化対策のための課税の特例の創設等を行うこととしております。

第五に、国際課税について、国税に係る徴収及び送達の共助に係る国内法の整備、国外財産調書制度の創設等を行うこととしております。

その他、試験研究費に係る税額控除制度における試験研究費が増加した場合の特例の適用期限を延長するなど、適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等の所要の措置を講ずることとしております。

以上が、平成二十四年度における公債の発行の特例に関する法律案、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院財務金融委員長報告（平成二十四年三月八日）

○海江田万里君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………（略）………

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、国税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、国際課税等について所要の措置を講ずるものであります。

両案は、去る二月二十一日当委員会に付託され、二十九日安住財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、三月二日から質疑に入り、本日、野田内閣総理大臣に対する質疑を行うなど慎重に審査を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行

租税特別措置法等の一部を改正する法律

い、順次採決いたしましたところ、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

## ○附帯決議（平成二十四年三月八日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

地球温暖化対策のための税の導入に当たっては、現下の厳しい電力需給の状況や長引く円高・デフレによる企業収益の悪化等を踏まえ、産業面に過度な負担とならないよう、その影響を十分見極めるとともに、森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策のための諸施策の推進に配慮すること。

## 三、参議院財政金融委員長報告（平成二十四年三月三〇日）

○尾立源幸君 たいいま議題となりました七法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………（略）………

## 租税特別措置法等の一部を改正する法律

五〇

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、国税に  
関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の  
適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、  
個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、国際課税等に  
ついて所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、野田  
内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、消費税率引上げの  
前提となる条件、消費税の逆進性対策に向けた今後の取組、地  
球温暖化対策のための税の導入効果、復興に係る資金の流れを  
透明化するための方策等について質疑が行われましたが、その  
詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数を  
もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、租税特別措置法等改正案に対し附帯決議が付されてお  
ります。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年三月二九日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 地球温暖化対策のための税の導入に当たっては、現下の厳

しい電力需給の状況や電力価格を中心としたエネルギー価格  
の高騰が我が国経済・産業にもたらす影響に鑑み、現在見直  
しが進められているエネルギー基本計画の検討結果を踏ま  
え、産業面に過度な負担とならないよう、地球温暖化対策税  
の導入及びその後の税率引上げに当たっては、その影響を十  
分に見極めつつ、関連する施策等の見直しも含めた弾力的な  
対応に配慮すること。また、森林吸収源対策を含めた地球温  
暖化対策のための諸施策の推進にも配慮すること。

一 東日本大震災により多大な被害を受けた被災者等の復旧・  
復興を加速する観点から、新たに創設される福島復興再生特  
別措置法の制定に伴う措置を含めた東日本大震災に係る税制  
上の特例措置について、適用の実態等を踏まえて、今後とも  
必要な見直しを行うこと。

一 申告件数の増加、滞納状況の推移、経済取引の国際化・広  
域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、  
国税通則法の改正に伴う対応など事務量の増大に鑑み、適正  
かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するた  
め、今後とも、国税職員の定員の確保、高度な専門知識を要  
する職務に従事する国税職員の処遇の改善、機構の充実及び  
職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

右決議する。